

第3次沖縄県介護保険広域連合広域計画

第1 広域計画策定の趣旨

第3次沖縄県介護保険広域連合広域計画は、沖縄県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）が、介護保険事業の円滑な運営並びに適切な障害支援区分認定事業の運営を目指し、総合的かつ計画的に施策を推進するため地方自治法第291条の7第1項の規定及び沖縄県介護保険広域連合規約第5条の規定に基づき策定するものであります。

第2 広域連合の背景及び方針

広域連合は、介護保険事業に関する諸問題を解決するため、平成14年7月30日に設立し、「給付の適正化」「保険料の平準化」及び「財政の安定化」を目指し、より効率的で質の高い介護保険事業を展開しております。また、平成18年度からは、障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）に基づく審査判定業務を広域連合が担い、市町村の認定に基づき実施されるサービスの適正かつ円滑な提供に向けた支援を行って参りました。

平成28年度からは、平成27年度介護保険法改正に伴う地域支援事業の見直しに伴い、介護予防・日常生活支援総合事業が行われております。同事業は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、地域の実情にあったサービスの創意工夫が求められている事から、引き続き構成市町村の地域支援事業実施における主体性を確保し、令和7年度の高齢者像を見据えた「地域包括ケアシステム」の実現に向

けた事業展開ができるよう体制整備を行って参ります。

令和2年度には、令和3年度より施行される介護保険事業第8期計画の施行を前に、広域連合創立時より長く懸案となっている保険料の平準化について構成市町村と調整を行いました。その結果、第8期計画期間において、均一賦課への移行に向けた住民への周知や介護サービス及び介護保険料水準の格差改善等を行う準備を行い、第9期計画より均一賦課を実施することが決定しました。

今後とも、構成市町村と連携し、広域化のメリットを活かした事業展開を進めて参ります。

第3 広域連合で事業を実施した場合の効果

広域連合で事業を行うことで、以下のような効果が期待できます。

1 介護保険事業における地域格差の解消

認定基準、給付、保険料の平準化が図られ介護保険事業の地域格差を解消することができます。

2 障害支援区分基準の平準化

障害支援区分の審査及び判定を一元的に実施することで、障害支援区分基準の平準化を図ることができます。

3 保険財源の安定確保

介護保険事業は、被保険者の保険料と国、県、市町村からの負担金で事業を運営するため、財政規模を拡大することによって、安定した保険財源を確保することが

できます。また、財源問題で国、県との対応が進めやすくなります。

4 専門的な人材の確保

介護認定及び障害支援区分の認定等における認定審査会の委員に医師等の専門的な人材を確保することができます。

5 介護サービス提供基盤の広域的調整

広域的観点で介護サービス拠点整備やサービス提供事業者の参入並びに人材の確保等サービス資源の整備について適切かつ効率的な調整を行うことができます。

6 多様な住民ニーズへの対応

多様なサービス資源を確保し、活用することで多様化する住民ニーズに柔軟に対応することができます。

7 介護保険事業運用コストの節減

要介護認定、賦課徴収及び適正化対策事業など、必要な事務手続き及び事業を一括して行うため人件費、事務諸経費等個々の市町村で実施するより、事業運用コストを大幅に節減することができます。

8 介護保険事業の効率的で円滑な運営

介護保険事業の円滑な事業運営を行うために、必要とされる権限委譲を国、県から受けることや要請することができます。

第4 広域連合と構成市町村の基本的役割

介護保険事業の遂行にあたっては、広域化によって住民サービスの低下をきたさ

ないことを基本に、次の通り定めます。

- 1 広域連合は、離島町村を含む広範囲な構成となっているため、構成市町村担当課長会議を随時開催し、構成市町村との情報交換を密に行い、要望等を吸い上げ、介護保険サービスの平準化や給付の適正化に向けた業務展開を図るものとします。
- 2 介護保険事業は、構成市町村における地域支援事業や健康増進事業と密接に関係しており、高齢者保健福祉計画の一環として総合的な取り組みを要することから、構成市町村の主体性を確保し、双方連携して取り組んでまいります。
- 3 広域連合は、介護保険事業について、より専門的に実施していくとともに、広報活動やホームページ等による構成市町村への情報提供を積極的に取り組みます。
- 4 構成市町村においては、介護保険事業及び障害支援区分審査判定業務の推進に関し、業務の一端を担う立場から積極的に広域連合と連携をしていくものとします。

第5 広域連合及び構成市町村の事務

(広域連合の事務)

- 1 被保険者の資格管理に関する事務について
構成市町村で行われた被保険者の資格の取得や喪失、異動の届等、窓口業務の情報の管理を行います。
- 2 要介護認定及び要支援認定に関する事務について
認定調査や認定審査及び認定結果通知等を行います。
- 3 保険給付に関する事務について

介護給付費等の支払決定及び支払事務等を行います。

4 介護保険事業計画の策定に関する事務について

介護保険事業計画を策定します。また、構成市町村で策定される高齢者保健福祉計画との整合性が求められることから、関連するデータを構成市町村に提供します。

5 保険料の賦課及び徴収に関する事務について

構成市町村から提供を受けた賦課資料に関する住民情報及び税情報等をもとに、保険料の賦課及び徴収を行います。

徴収業務については、徴収率向上に向け、構成市町村と連携しながら取り組みを推進します。

6 地域支援事業に関する事務について

地域支援事業としての構成市町村の取り組みを支援します。また、広域的な推進により効果を発揮する事業については、広域連合にて実施します。

7 その他介護保険制度の施行に関する事務について

各種申請や認定等に関する苦情・相談等について、構成市町村の窓口で受け付けた後の集約及び管理を行います。

8 利用者負担額の減免申請等について

構成市町村で受け付けた利用者負担額の減免申請等について、決定及び減免証の発行を行います。

9 障害支援区分の認定に関する事務について

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定事務の内、障害支援区分の審査及び判定の業務を行います。

10 前各号に付帯する事務について

介護給付適正化事業やその他の補助事業等について、構成市町村と実施調整を行いながら取り組みます。

(構成市町村の事務)

1 被保険者の資格管理に関する事務について

被保険者の資格の取得や喪失、異動の届など窓口業務を行います。また、被保険者証の再発行を行います。

2 要介護認定及び要支援認定に関する事務について

要介護・要支援認定申請の受付や、認定情報の提供を行います。

3 保険給付に関する事務について

介護サービス利用者からの給付申請等の受付を行います。

4 介護保険事業計画の策定に関する事務について

介護保険事業計画策定のための補助資料を含めた情報を広域連合に提供します。また、構成市町村で策定される高齢者保健福祉計画との整合性が求められることから、広域連合より関連するデータの提供を受けます。

5 保険料の賦課及び徴収に関する事務について

賦課資料に関する住民情報及び税情報等を広域連合へ提供し、また納付通知書の再発行を行います。

徴収業務については、徴収率向上に向け、広域連合と連携しながら取り組みを推進します。

6 地域支援事業に関する事務について

地域支援事業の実施については、構成市町村が主体性を持って取り組みます。

7 その他介護保険制度の施行に関する事務について

各種申請や認定等に関する苦情・相談等を受け付けます。

8 利用者負担額の減免申請等について

利用者負担額の減免申請等を受け付けます。

9 障害支援区分の認定に関する事務について

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定事務の内、障害支援区分の審査及び判定の業務以外の業務を行います。

10 前各号に付帯する事務について

介護給付適正化事業やその他の補助事業等について、広域連合と実施調整を行いながら取り組みます。

第6 広域計画の期間

第3次広域計画は、令和3年度を初年度とし、目標年度を令和7年度とした5年間とします。ただし、社会情勢等の変化に柔軟に対応していくため、広域連合長が

必要と認めるときは、随時改定を行います。

第7 広域連合の沿革

平成11年 3月 沖縄県町村会定期総会において、沖縄県介護保険広域連合設立準備委員会の設置を承認

平成11年 7月 第1回介護保険広域連合設立準備委員会並びに幹事会合会議において平成13年4月1日からの業務開始を決定

平成11年11月 全市町村へ介護保険広域連合設立に対するアンケートの実施

平成12年 1月 沖縄県町村会臨時総会において介護保険広域連合の業務開始を平成15年4月1日からとすることを承認

平成13年 4月 沖縄県介護保険広域連合設立準備事務局設置

平成13年11月 沖縄県町村会定期総会において、介護保険事業を広域連合で進めることを再確認

平成14年 7月 広域連合参画市町村議会における広域連合規約の議決を受け、沖縄県知事から広域連合設立許可を受ける

平成14年 8月 沖縄県介護保険広域連合長就任

平成15年 3月 第1次沖縄県介護保険広域連合広域計画を作成

平成15年 4月 沖縄県介護保険広域連合として構成する34市町村の介護保険事業を開始

平成17年 3月 平成16年度市町村合併により2町が離脱、構成市町村は32

市町村となる。

平成18年 1月 平成17年度市町村合併により玉城村、知念村、佐敷町、大里村が南城市に、東風平町、具志頭村が八重瀬町となり構成市町村は28市町村となる

平成18年 3月 第1次沖縄県介護保険広域連合広域計画を変更

平成28年 2月 第2次沖縄県介護保険広域連合広域計画を作成

平成29年 2月 西原町が加入し構成市町村は29市町村となる

令和02年 10月 運営会議において、次々回の介護保険事業計画第9期より、従来の3ランク賦課から、均一賦課徴収へ移行することが全構成市町村長の全会一致で決定

令和03年 3月 第3次沖縄県介護保険広域連合広域計画を作成

〃 第8期沖縄県介護保険広域連合事業計画の策定